

監事の監査報告書

令和元年 5 月 28 日

学校法人花園学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人花園学園

監事 若山 昌子 印

監事 人見 智裕 印

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人花園学園寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人花園学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）における業務並びに財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします

1. 監査の方法

私たち監事は監査を実施するにあたり「学校法人花園学園 監事監査規程」に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続きを実施しました。

- (1) 業務についての監査は、常務理事会、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、会計監査人（公認会計士 毛利隆志）、内部監査人と連携し計算書類について検討するなど必要と認められる方法を実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人花園学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 学校法人花園学園の業務又は財産に関し不正の行為または法令若くは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上